平成２２年（フ）第２３１６号
東京都板橋区坂下３丁目30番９号
破産者　株式会社文化ゼラチン研究所
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３１７号
東京都板橋区蓮根２丁目30―15―401、開始決定時の住所東京都板橋区坂下３丁目30―９
破産者　長沢新十郎
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３１８号
群馬県館林市台宿町１―15―25、開始決定時の住所群馬県館林市本町２丁目11―31―205
破産者　長沢　信也
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３１９号
東京都板橋区蓮根２丁目30―15―401、開始決定時の住所東京都板橋区坂下３丁目30―９長沢方
破産者　村松　由江
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３６０号
東京都葛飾区東四つ木３―５―３―206、住民票上の住所東京都中央区湊３丁目２―８―605
破産者　滝　三千留
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２０２号
東京都杉並区清水３丁目６―16―106
破産者　中村　浩行
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４５７号
東京都江戸川区大杉５丁目20―10
破産者　蟻生　敏子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９０４号
東京都東大和市桜が丘２丁目224番地の１―609
破産者　株式会社ライブ
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２９６号
東京都豊島区巣鴨１丁目15―２―312
破産者　内田　純二
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３０３号
東京都江東区亀戸６丁目５―１―２Ｆ
破産者　深澤　和子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４８３号
東京都葛飾区新小岩２丁目17―９―203
破産者　星野　清人
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６６４号
東京都台東区松が谷４丁目28番３号
破産者　有限会社ライフアート
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６６５号
千葉県我孫子市白山１丁目７―10
破産者　鈴木　正幸
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７０１号
東京都世田谷区鎌田４丁目14―18　グランデュールＳ１―103
破産者　徳冨　三惠
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７８０号
東京都江東区木場２丁目７―３―502
破産者　若山　真理
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７８２号
東京都葛飾区水元２丁目２―10―303
破産者　坂澤　由子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８３６号
東京都台東区北上野１丁目９―２―501
破産者　川田　正幸
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８７７号
東京都西東京市芝久保町２丁目17―636
破産者　岸　重七郎
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８８９号
茨城県神栖市太田732番地437
破産者　サニタリ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８９０号
茨城県神栖市柳川2999　高橋アパート６号、開始決定時の住所茨城県神栖市太田732―432
破産者　寺下　裕明
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８９７号
神奈川県横浜市青葉区新石川３丁目29―１―410
破産者　兒玉　晴夫
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９３２号
東京都八王子市楢原町437
破産者　西岡　友一
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部